

生活習慣病管理料（Ⅱ）について

高血圧、脂質異常症、糖尿病の患者様で療養指導に同意した方が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省より令和6年（2024年）6月1日に 診療報酬を改定し、これまで病院、診療所で算定してきた「特定疾患管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、令和6年（2024年）6月1日から厚労省の指針通り、高血圧、脂質異常症、糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で「特定疾患管理料」を算定していた方は、「生活習慣病管理料」へと移行いたします。

この度の改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「療養計画書」へ署名（サイン）を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。

患者様の状態に応じ、医師の判断のもとリフィル処方や28日以上長期の投薬を行う場合がございます。